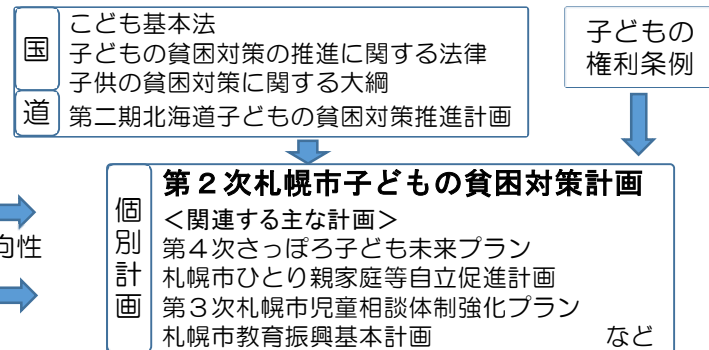
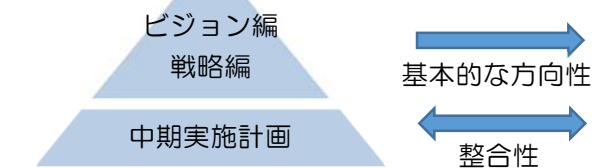


第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案） 概要版

第1章 計画の策定にあたって（計画案 P 1～10）

➤ 計画の位置づけ

総合計画
第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
（令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度））



➤ 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

第2章 札幌市の子どもの貧困等の現状と課題（計画案 P 11～32）

1 貧困・困難の把握と支援へのつなぎ

所得が低い世帯やひとり親世帯など困難を抱えている世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合や制度・相談機関を知らない割合が高く、周囲の支えが届きにくい。

【課題】必要な支援に早期につなげる取組

2 子どもの学びと育ち

教育・体験機会・学習環境に、所得階層の間の差異が確認されている。

【課題】

- （学びに困難を抱える子ども）
- ・ 状況に応じたサポートや経済面の支援
- （孤立の傾向にある子ども）
- ・ 安心して過ごすことのできる居場所の提供
- ・ 健やかな成長を促す体験機会の提供

3 子育て家庭の生活

貧困・困難を抱える世帯の生活は、令和4年度以降の物価上昇により、一層厳しい状況

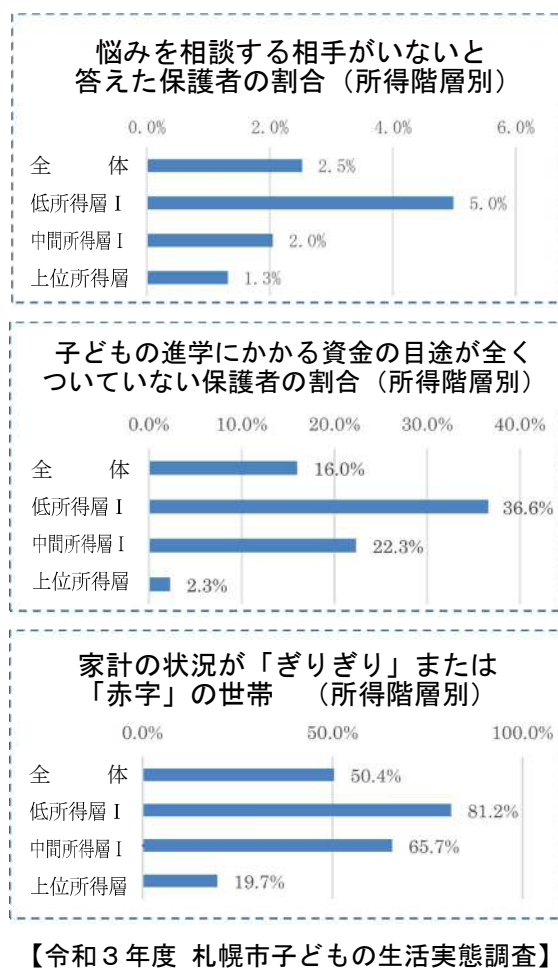
【課題】

- ・ 保護者の就労の安定や経済的な支援の充実
- ・ 保護者の負担軽減につながる生活面の支援

4 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者

- ・ ケアリーバー（社会的養護から離れた子ども・若者）やひとり親世帯は、特に生活基盤が脆弱
- ・ ひきこもり、ヤングケアラー、身体的・心理的被害に遭っている若年女性は、困難が見えにくい。

【課題】要因と状況に寄り添った、アウトリーチや伴走型を含む支援



第3章 札幌市の子どもの貧困対策（計画案 P 33～35）

➤ 基本目標

子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

➤ 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族

※ 生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する年齢層（概ね20歳代前半まで）

➤ 施策の展開にあたっての共通の視点

- 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点
- 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点
- 貧困の連鎖を断ち、子どもが未来を切り拓く力を育む視点
- 子どもの貧困・困難の背景にある要因に配慮する視点
- 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

第4章 具体的な施策の展開（次ページのとおり、計画案 P 36～71）

第5章 計画の推進（計画案 P 72～73）

➤ 成果指標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和9年度）
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% （令和3年度）	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% （令和5年3月）	一般世帯の進学率※
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% （令和3年度）	40.0%
子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進		
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	45%
働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合	44.3% （令和3年度）	55.0%
札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合	33.3%	40.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和4年3月：99.1%

➤ 計画の見直し

社会情勢の変化や国の新たな動きなどにより、計画の見直しを必要とする場合は、「札幌市子ども・子育て会議」の意見を聴いたうえで見直しを行います。

第4章 具体的な施策の展開 (計画案 P36～71)

基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援 (15 事業 P36～39)

- ◆ **スクールソーシャルワーカー活用事業** **【拡充】**
スクールソーシャルワーカーの相談体制を強化し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、問題の解決・支援の充実に取り組みます。
- ◆ **スクールカウンセラー活用事業** **【拡充】**
スクールカウンセラーの小学校への配置時間を拡大し、教育相談体制の一層の充実に取り組みます。
- ◆ **各区こども家庭センター機能の整備** **【拡充】**
各区保健センターに「こども家庭センター」の機能を整備し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行います。

② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援 (17 事業 P40～42)

- ◆ **母子保健における児童虐待予防強化事業(妊娠SOS事業)** **【拡充】**
予期せぬ妊娠や困難を抱える妊婦に対し、SNS等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供を行います。未受診となるおそれのある妊婦を対象として、初回産科受診料の助成を行います。
- ◆ **子どものくらし支援コーディネート事業** **【拡充】**
子どもコーディネーターが、児童会館などを巡回して困難を抱える子どもと家庭を早期に把握し、必要な支援・重層的な見守りにつなげます。巡回施設の拡大に向け、ニーズ調査を行います。

③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実 (7 事業 P43～44)

- ◆ 要保護児童対策地域協議会 ◆ さっぽろ子ども・若者支援地域協議会
- ◆ 利用者の立場に立った広報の展開

基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援 (22 事業 P45～49)

- ◆ **小児慢性特定疾病児童等自立支援事業** **【拡充】**
「小児慢性特定疾病児童自立支援センター」を設置し、慢性的な疾病に罹患していることで自立に困難を抱えている児童等に対する相談体制を強化します。また、将来の就労に向けた学びの支援などを実施します。
- ◆ **不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業** **【拡充】**
教育支援センターのサテライト設置やオンラインによる支援などにより、不登校児童生徒の支援の充実に取り組みます。

② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援 (9 事業 P50～51)

- ◆ **札幌市奨学金支給事業** **【拡充】**
返還義務のない奨学金の支給人数を拡大し、経済的理由により修学困難な学生等の高等学校、大学等への進学支援の充実に図ります。

③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進 (14 事業 P52～54)

- ◆ **子どもの職業体験事業** **【新規】**
小学校高学年を対象として、働く大人、社会、職業に関わる様々な現場に直接触れることのできる企業訪問型の職業体験事業を実施します。
- ◆ **地域における子どもの居場所づくりの推進** **【拡充】**
子ども食堂に加えて、食事の提供を伴わない子どもの居場所づくり活動にも補助を拡大し、子どもが安心して過ごすことのできる多様な居場所づくり活動を支援します。

基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

① 安心して出産・子育てするための生活支援 (20 事業 P55～58)

- ◆ **産後ママの健康サポート事業** **【新規】**
出産後間もない時期の産婦に対して健康診査の費用を助成し、必要な支援につなげます。
- ◆ **産後ケア事業** **【拡充】**
一定の要件を満たす産婦に対し、施設への宿泊または日帰りで育児に関する助言等の実施や休養の機会を提供します。新たに、利用者の居家でケアを提供するアウトリーチ型の支援を実施します。

② 保護者の就労の安定や自立に関する支援 (7 事業 P59～60)

- ◆ **生活困窮者自立支援事業** **【拡充】** ◆ **育児休業等取得助成金事業** **【拡充】**

③ 子育て家庭を支える経済支援 (16 事業 P61～63)

- ◆ **子ども医療費助成** **【拡充】**
小学生以下の入院・通院及び中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた額を助成します。
令和6年4月以降、入院・通院にかかる助成を、段階的に高校3年生まで拡大します。
- ◆ **第2子以降の保育料無償化事業** **【拡充】**
特定教育・保育施設等を利用している多子世帯の保育料を軽減するため、同時入所要件を撤廃し、世帯の年収や兄弟姉妹の年齢差によらず、第2子以降の保育料を無償とします。

基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

① 社会的養護を必要とする子どもへの支援 (8 事業 P64～65)

- ◆ **里親委託の推進** **【拡充】**
里親制度の普及啓発、登録里親数の増、里親養育の質の向上に取り組みます。各支援機関と連携し、訪問等により里親への支援を強化します。

② ひとり親家庭への支援 (14 事業 P66～68)

- ◆ **ひとり親家庭等医療費助成** **【拡充】**
ひとり親家庭の20歳未満の子ども入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。
令和6年8月から、新たに非課税世帯の親の通院にかかる医療費を助成します。
- ◆ **ひとり親家庭等養育費確保支援事業** **【拡充】**
ひとり親家庭等の子どもに関する養育費の取り決めや保証に係る費用の一部を補助します。
新たに、不払い発生時の強制執行手続きに係る費用の一部も補助対象とします。
- ◆ **母子生活支援施設運営** **【拡充】**
母子生活支援施設の運営において、心理療法担当職員による相談支援の拡充や妊婦支援等の機能強化を検討します。

③ 困難を抱える若者への支援 (11 事業 P69～71)

- ◆ **ヤングケアラー支援推進事業** **【拡充】**
ヤングケアラーの普及啓発、支援者向けの研修の実施に加えて、令和5年度以降、当事者同士の情報交換の場の拡充、専門窓口の開設、家事援助などの支援をします。

➤ ポイント

- 1 妊娠・出産期を含む早い段階から子どもと家庭の困難を把握し、必要な支援につなげます。
1-② 母子保健における児童虐待予防強化事業(妊娠SOS事業)、3-① 産後ママの健康サポート事業 など
- 2 学びに困難を抱える子どもに対して、状況に応じた支援を行います。
2-① 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業
- 3 多様な体験機会を提供するとともに、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。
2-③ 子どもの職業体験事業、地域における子どもの居場所づくりの推進
- 4 物価上昇の影響を強く受ける低所得層の子どもと家庭を、経済面からも支えます。
3-③ 子ども医療費助成、第2子以降の保育料無償化事業、4-② ひとり親家庭等医療費助成 など